平成２７年（フ）第４５号
兵庫県明石市東藤江１丁目12番24号　ヴィラ赤石305号
債務者　塩澤　善彦
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
青森県むつ市川内町田野沢169番地39
債務者　坂井　　純
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
福島県田村市大越町上大越字三斗蒔４番地
債務者　湯佐　怜史
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第８６４号
神戸市兵庫区駅前通３丁目２番26―506号
債務者　村上　裕紀
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１９号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番164―302号
債務者　中野　利宣
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８２号
川崎市川崎区大島５丁目16番16―402号　モアグレース岩崎
債務者　岡本　好弘
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
川崎市中原区小杉御殿町２丁目115番地20
債務者　三浦　政明
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
川崎市中原区木月３丁目６番５号　ベルハイム103
債務者　堺　　之子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
川崎市高津区下作延２丁目７番10号
債務者　桑野　啓二
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
川崎市川崎区大師町９番10―303号　エグレックス大師
債務者　石渡ツネ子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
川崎市中原区下小田中４丁目19番２号　グラッシアスＫ101
債務者　西浦　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
川崎市川崎区小田栄１丁目５番18号　恵荘
債務者　吉田　明子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
川崎市多摩区枡形５丁目26番24号　イトーピラ向ヶ丘弐番館503
債務者　河野　清美（旧姓安達・佐藤）
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
川崎市中原区上小田中１丁目34番１号　マンション寿101、前住所川崎市中原区上小田中２丁目18番34号　ハラヴィレッジＥ―102
債務者　前田　好子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
川崎市宮前区東有馬３丁目５番34―307号　鷺沼ドルチェヴィータ
債務者　高林　ゆみ
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
川崎市高津区下作延６丁目４番12号　グランドヒル津田山201
債務者　藤澤　雅子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
川崎市高津区坂戸１丁目17番16―103号　ウエスティンドルフ、前住所横浜市青葉区鉄町1146番地　パストラルＫ―102
債務者　ウェララトネ　タリンドゥダハム
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係